

在日コリアン弁護士協会所属の弁護士に対する大量懲戒請求が人種差別撤廃条約に違反するとした判決

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和1年6月18日
【事件番号】 平成30年（ワ）第26013号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 民法709条、人種差別撤廃条約1条1項
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25563675

中央大学教授 北村泰三

事実の概要

1 文部科学省は、2016年3月29日、朝鮮学校が所在する28都道府県に対し、朝鮮学校への補助金交付について、「公益性、教育進行上の効果等に関する十分な御検討」や「補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保」等を要請する「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点」について通知を发出した。文部科学大臣は、その趣旨につき朝鮮学校への補助金の停止や減額を求めるものではなく、補助金交付に際しての留意点に触れただけであると釈明した。これに対して、日弁連、東京弁護士会等各地の弁護士会は、文部科学省に対して本通知の撤回を求めるとともに、地方公共団体に対しては、朝鮮学校に対する補助金の支出について、憲法及び各種人権条約の趣旨を踏まえ、適正な交付を求めるとの声明を公表した。その理由は、①政府が本件通知を发出すれば、朝鮮学校に通う子供らに社会的孤立感を抱かせ、②朝鮮学校やその生徒を差別しても構わないという誤ったメッセージを社会に伝えることとなりかねず、③人種差別撤廃条約により人種差別を撤廃する義務を負うべき政府がこのような措置を取ること自体、同条約違反の問題を生じさせるおそれがあるとしていた¹⁾。

2 こうした弁護士会の対応につき「余命三年時事日記」と題するインターネット上の匿名ブログは、これらの声明を発した弁護士会の会員に含

まれる「在日コリアン弁護士協会」(LAZAK)の幹部らを「外患援助罪」(刑82)や内乱罪で検察庁に告訴するよう呼びかけた。これが無視されると、同ブログは、上記声明を発した各弁護士会に所属する在日コリアンと推定される弁護士に対する懲戒請求を提起するように求めた。これに応じた約960名の者が、東京弁護士会所属の18人の弁護士に対して懲戒請求を申し立てた。懲戒請求理由として、「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会(ママ)との連携も看過できるものではない。この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。」と述べていた。

3 懲戒請求の対象とされたLAZAKに所属する弁護士の中には、この声明には何らかかわりがない者も含まれていたもので、単に氏名により在日コリアンであると判断して懲戒請求に及んだと考えられた。東京弁護士会綱紀委員会は、本件懲戒請求について、原告に対し弁明書の提出を要求しないまま、原告に弁護士としての品位を失うべき非行があったと評価することができないとして、原告につき懲戒委員会に事案の審査を求めないこ

とを相当とする旨議決した。さらに原告は、これらの懲戒請求が人種差別撤廃条約にいう人種差別に当たり不法行為に該当すること、これによって弁護士としての名誉・信用を害され、また、いわゆる在日コリアンという属性に基づく人種差別を受けるなどして精神的苦痛を被ったことなどを主張して、不法行為による慰謝料及び弁護士費用の支払を求めて出訴した。

4 注目すべきは、本件懲戒請求の対象とされた弁護士は、その氏から判断して在日コリアンであると推定して懲戒の対象とされたのは、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」²⁾(以下、人種差別撤廃条約または本条約という。)第1条1項に規定された人種差別に該当し、違法であるか否かが争われた点である³⁾。被告側は、本件訴訟がスラップ訴訟(政治的・社会的に重要な問題について、批判的な意見表明をし、または請願・陳情を行ったりする人々を恫喝し、相手側の意見表明を封殺するために提起される民事訴訟)であって、訴権の濫用であると主張した。

判決の要旨

1 スラップ訴訟であるとの被告の主張については、「本件全証拠によっても、本件訴訟を提起するにつき、原告において、被告を困惑させたり、被告に対して不利益・負担若しくは打撃を与えたりするような不当な目的があることをうかがわせる事情は見当たらない。」として斥けた。

2 懲戒請求は不法行為に当たるとした。「本件声明の発出主体は東京弁護士会会長及び日本弁護士連合会会長であり、原告はこのいずれの役職にも就いておらず、また、本件全証拠によっても、原告が本件声明の発表に関与したり、本件声明に関する活動を行ったりしたとの事実は認められない。そして、本件声明は、文部科学省に通知の撤回を求め、地方公共団体に補助金の適正な交付を求める趣旨のもので、これを違法と評価する余地はない。……このように、本件懲戒請求は、事実上及び法律上の根拠を欠くところ、被告は、通常人であれば普通の注意を払うことにより容易に本件懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠くと知り得たのにあえて懲戒請求を行ったものといえ

る。」「懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である」。

3 人種差別撤廃条約との関連について次のように述べた。「被告は、本件声明や LAZAK の参政権獲得活動が外患援助罪に該当すると思路して本件懲戒請求をしたのであって、本件懲戒請求が法律上又は事実上の根拠を欠くとか、根拠を欠くことを通常人が普通の注意を払えば知り得たとはいえない旨主張する。しかしながら、刑法 82 条の解釈として、本件声明や参政権獲得活動をもって『外国から武力の行使があったときに、…これに軍事上の利益を与えた』行為であるとみることができず、被告の上記主張は独自のものとして採用できない。」「そして、本件懲戒請求の対象弁護士のうち、東京弁護士会の会長及び副会長並びに日本弁護士連合会の代議員等を除いた本件 8 人は、一般的に在日コリアンが有していると解される氏の者であり、本件懲戒請求は、民族的出身を理由に対象弁護士を選択したものであるべきで、人種差別撤廃条約 1 条 1 項に規定される人種差別に当たる。」

4 本件懲戒請求に顕れた事情に照らし、「本件懲戒請求が在日コリアンであるという民族的出身に基づき、原告を弁護士としての懲戒処分の対象としようとするものであって、人種差別撤廃条約 1 条 1 項に規定される人種差別に当たるとをも考慮」して慰謝料 20 万円の支払を命じた。

判例の解説

一 本判決の意義

本件判決の意義は、問題とされた大量懲戒請求が在日コリアンとしての民族的出身を根拠としていたことにより、人種差別撤廃条約上の人種差別であるから、民法上の不法行為に当たるとして違法とし、損害賠償を認めた点にある。私人間の人種差別的行為についてはこれを直接禁止する国内法が存在しないわが国においては、人種差別撤廃条約を間接適用して、民法の不法行為を導く判例の積み重ねがあり、本件判決もそうした判決の論理を踏襲したものである。

二 人種差別撤廃条約の私人間適用

人種差別撤廃条約第1条は、人種差別の定義について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」であることと定義し、第2条1項の(a)から(e)までの各号により締約国は、具体的な義務を負っている。すなわち、締約国は、(a) 国及び地方のすべての関係機関が本条約上の義務に従って行動するよう確保することを約束し、(b) いかなる個人又は団体による人種差別を後援、擁護、支持しない義務を負い、(c) 人種差別的な法令の改廃義務を負っている。また(d)では、締約国は、私人間における人種差別的行為については、「すべての適当な方法(状況により必要とされるときは、立法も含む)により、いかなる個人、集団または団体による人種差別も禁止し終了させる。」義務を負う。(e)では、人種間の融和の促進と人種間の障壁撤廃の促進することを約束している。

(d)号の私人間における人種差別の禁止に関しては、同条約を直接適用するか、国内法を制定して人種差別を禁止する方法がある。しかし、わが国は双方とも採用していない。政府は、人種差別撤廃条約は、憲法と同様に、公権力と個人との間の関係を規律し又は国家の国際責任を規定するものであるとの理由により、私人間における直接適用を認めていない。また、(d)号が締約国に対して「状況により必要とされるとき」には国内法の制定を求めている点に関しては、一律に立法を義務付ける趣旨ではなく、立法の採否に関して締約国の判断の余地を認める趣旨であると解されている⁴⁾。わが国政府も、「現状が既存の法制度では差別行為を効果的に抑制することができず、かつ立法以外の措置によってもそれを行うことができないほど明白な人種差別行為が行われている状況にあるとは認識しておらず、人種差別禁止法等の立法措置が必要であるとは考えていない。」と説明している。

もっとも、近年わが国でも公の場でのヘイトスピーチの事案等が目立つようになってきたことに鑑みて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が2016年に制定された。本法は、理念法として差別的言動を規制するための措置をとることを定めたものであり、罰則はなく、種々の形態の人種差別を対象とするものでは

ない。

三 先例にみる人種差別撤廃条約の間接適用

わが国では、私人間における人種差別を包括的に禁止する法律が存在しない状況において、従来の裁判例では本条約の間接適用を認めることにより、本条約の趣旨を実現させようとしてきた。例えば先駆的な判決としては、浜松市宝石商入店拒否事件判決⁵⁾、小樽公衆浴場入店拒否事件判決⁶⁾がある。後者の判決では、憲法14条1項、自由権規約などとともに人種差別撤廃条約は、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為等の私法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる、としていた。

また、京都朝鮮学校事件判決は、朝鮮学校に対する差別的言動を通じて行われた「業務妨害と名誉毀損は、いずれも、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人に対する差別的発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有するものといえるから、全体として人種差別撤廃条約1条1項所定の人種差別に該当するものというほかない。したがって、本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、民法709条所定の不法行為に該当すると同時に、人種差別に該当する違法性を帯びているということになる。」⁷⁾と断じていた。

四 類似判例との比較

本件と同様に弁護士会の懲戒請求の違法性が争われた訴訟は、東京、横浜、静岡、名古屋、大阪などの地裁、高裁でも提起され多数の判決が下されている。それらの判決の中で、公表されているものをみる限り、人種差別撤廃条約への依拠または言及の方法については厚薄がある。例えば、東京高判令元・5・14は、直接違法性の判断を導く際に人種差別撤廃条約に明示的に言及せず、懲戒請求行為が「民族的出身に対する差別意識の発現ともいうべき行為」であり、合理的な理由を欠くとしていた⁸⁾。静岡地判令元・11・7⁹⁾でも、原告側は、人種差別撤廃条約を援用して、本件懲戒請求が同条約上の人種差別であり、不法行為に該当することを主張していたが、判決の法的認定の部分では特段、人種差別撤廃条約に言及すること

なく差別を認定している。

また、名古屋高判令元・12・11は¹⁰⁾、「判決選定者らは、『敵国民』である朝鮮学校の子供や在日コリアンは劣後的な権利や利益を有するにすぎない者であって、そのような『敵国民』に利益となる権利擁護の意見を主張することは『外患援助行為』その他の違法な犯罪行為である、という見解を前提として、このような在日コリアンの権利擁護を主張した団体及びその構成員であることを理由に非難するものであると自認している。このような主張は、決めつけによる排除であり、人種差別撤廃条約上の人種差別に該当することを否定する余地はない。そして、選定者らが、(もっぱら氏を根拠として)8名の弁護士を本件懲戒請求の対象としたことには、朝鮮民族に対する強い敵意、排斥の姿勢が窺われる。」と述べることにより、人種差別と認定し損害賠償の支払を命じた。

本件判決は、類似の判決と比べて人種差別撤廃条約の解釈、適用という視点からは、条約違反であることを踏み込んで認めた点で評価される。この種の人種または民族的出自を理由とする差別行為に対しては、人種差別撤廃条約の締約国は、その趣旨を国内において履行確保する義務がある。その意味でも、人種差別事案では、裁判所が本条約を積極的に援用することが求められている。

五 包括的人種差別禁止法の制定に向けた課題

本件判決は、弁護士会に対する懲戒請求が問題とされた事案であるが、人種差別撤廃条約2条1項(e)により締約国は、「人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制することを約束」していることに鑑みれば、懲戒請求の発端となった文部科学省の上述の通達内容の問題性が問われるであろう。教育行政について中核的責任を担う文科省が発出した通達の問題性について、弁護士会が意見を公表することは「基本的人権の擁護」(弁護士法第1条)という弁護士の使命と職務に照らして何ら批判されるべき理由はない。したがって、そうした弁護士会の意見表明に対して攻撃的な意見を振りかざして弁護士会所属の特定会員に対して大量懲戒請求を求める匿名記述は、人種差別撤廃条約第4条にいう「人種の憎悪の扇動、唱道」として、本来立法によって禁止されるべき行為とされてもおかしくない。わが国では憲法上の表現の自由との関係上、同条に付した留保が法的規制

を妨げている一因であるが、インターネット上のヘイトスピーチに対して人種差別として認めて、賠償を命じた判決もある¹¹⁾。また、川崎市のヘイトスピーチ条例のように、罰則(罰金)を導入した例もある¹²⁾。

他方で、人種差別撤廃委員会は、本条約第9条に基づくわが国政府報告書の審査に際して、包括的人種差別禁止法の制定を繰り返し求めているが¹³⁾、わが国政府はこれに応じていない。しかし、本件のようにヘイトする側が独自の正義感を持ち出して自らの差別的偏見を積極的に唱道し、これに異を唱える者を攻撃の対象とするかのような風潮が広範囲に見受けられる。今や、人種差別撤廃条約の趣旨を実現するための包括的人種差別禁止法の制定が「状況により必要とされる」段階にあると思われる。

●—注

- 1) 東京弁護士会ウェブサイトを参照 (<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-438.html> (2020年8月3日閲覧))。
- 2) 1965年12月21日国連総会にて採択。日本は、1995年12月1日国会承認、12月20日公布、1996年1月14日発効。
- 3) 金竜介=姜文江=在日コリアン弁護士協会編『在日コリアン弁護士から見た日本社会のヘイトスピーチ——差別の歴史からネット被害・大量懲戒請求まで』(明石書店、2019年)37~56頁。
- 4) 村上正直『人種差別撤廃条約と日本』(日本評論社、2005年)71頁。
- 5) 静岡地浜松支判平11・10・12判時1718号92頁、判タ1045号216頁。
- 6) 札幌地判平14・11・11判時1806号84頁、判タ1150号185頁。
- 7) 京都地判平25・10・7判時2208号74頁。大阪高判平26・7・8、最判平26・12・9。
- 8) 東京高判令元・5・14LEX/DB25570263。
- 9) 静岡地判令元・11・7LEX/DB25564547。
- 10) 名古屋高判令元・12・11D1-Law.com判例ID28250165。
- 11) 大阪地判平29・11・16判時2372号59頁、LEX/DB25560658。前掲注3)書60頁。
- 12) 本条例は令和2年7月1日に施行された。
- 13) 日本政府報告書第10回・第11回審査における人種差別撤廃委員会総括所見、2018年8月30日。UN.Doc.CERD/C/JPN/CO/10-11.para.8。